

利子の非課税貯蓄の 手続きが変わります

≡61年1月1日から≡

マル優の場合

1 マル優制度の適用を受けるための本人確認の手続が次のように変わりました。

①非課税貯蓄申告書を提出しようとする際、住民票の写しなど(表参照)所定の書類を提示して氏名、生年月日および住所を告知しなければならなくなりました。

②金融機関等は、告知された事項を確認した場合は、非課税貯蓄申告書等に確認をした旨の証印をしなければなりません。



2 この取り扱い、昭和六十一年一月一日以後に預け入れをする預貯金等について適用されます。

昭和六十一年十二月三十一日以前からマル優を利用している場合は、昭和六十一年一月一日以後新たに預貯金などの預け入れなどをするときに、新たに本人であることの確認を受けた上、非課税貯蓄申告書を再提出する必要があります。

ただし、次のような場合の預け入れは非課税貯蓄申告書の再提出が猶予されます。

3 マル優を利用した普通預金等の利子や給与などの振替による預け入れ(自動振替定期預金など)で、昭和六十三年十二月三十一日までに預け入れをする場合。

②預貯金の書替継続による預

特別マル優の場合

特別マル優制度を利用する場合には、マル優制度と同様に、所定の本人確認の手続きが必要となりました。

この取り扱い、昭和六十一年一月一日以後に購入する公債について適用されます。なお、改正に伴う経過措置については、マル優制度の場合と同じです。

入札結果公表

- 一、工事名
昭和60年度道路災害復旧工事(西宮場内)
- 二、入札年月日
昭和60年10月11日
- 三、落札業者
巻町 福田道路株式会社
- 巻営業所
- 四、落札価格
一、八五〇千円
- 一、工事名
村道六号線改良補修工事
- 二、入札年月日
昭和60年10月11日
- 三、落札業者
巻町 福田道路株式会社
- 巻営業所
- 四、落札価格
五、四八〇千円



今月の星座
十一月中旬、午後九時ごろ頭の真上に見えます。

「ソロモン諸島戦没者 遺骨収集団」に参加して

木滑 小林 寅雄

今回の計画は基本的には、ガダルカナル島の五十九年遺骨収集を実施した際、未了地点となった所も併せ行い遺骨を日本に奉持帰還する事でありました。

実施期間は九月二日から三十日迄の二十九日間、政府職員四名、遺族十名、戦友会

秋の薫りを満喫 第十四回菊花展

十一月三日・四日と公民館主催の菊花展が西公民館を会場に開催されました。丹精をこめて造りあげた菊花の薫りが会場一杯にひろがり来場された人々を楽ませています。

審査の結果は次のとおりでした。

総合優勝 白倉 三平殿
準優勝 野内 銀松殿
第三位 野内 ミヨ殿
審査員賞 野内 ミヨ殿



▲数咲きを前に菊花会員のみなさん

イストラリアより独立し、国名も「ソロモンアイランド」となり、ガ島の海岸よりのジャングルで無人の激戦地は、今、ホニアラの市街地となり朝夕は、日本製の車で混雑している状況に変貌しています。

三班に分かれての収集になりましたが、現地人は温かく遺骨収集作業に協力してくれ、たことや、天候に恵まれ作業が中断されることなく、予定通り進めることができました。

この間、酷暑の湿地や、ジャングルでの収集作業でありましたが、一名の事故者もなく、収集計画の予定を上廻る三百十九柱の御英霊を集める事ができ、現地で焼骨慰霊祭を行い、ニューブリテン諸島のラバウル市街の小丘にある「南太平洋戦没者の碑」の前で追悼式を挙行しました。

県知事、村長、遺族の方々より託された花環を捧げ、お香、お明を添えて黙禱を捧げ四十有余年前、前途有為の青年諸氏が遠く、故国日本の安泰と肉身家族の身の上に幸あれかしと祈りつつも武運つたなく南冥万里の果に斃れた無念の心情に同悲の憶いに到り



▲現地案内人と遺骨収集団員
ジャングル内の遺骨収集現場にて
写真右=月潟村長と県知事より託された花環と筆者

時、団員一同啜泣と頬を伝う涙の男位を禁ずる事ができませんでした。

逆コースで白布の骨函を捧げての成田国際空港着は三十日の静かなる夜の七時三十分でした。

翌十月一日厚生省の一階ホールで自衛隊音楽隊の奏でる曲の内に引渡式を終了、来年五月に東京の千鳥ヶ淵の「戦没者墓苑」に納骨されるまで厚生省内の霊室で安置される

事になり、御遺骨は四十余年ぶりに祖国に奉還することができました。終りに村長さん始め、村遺族会の御厚志に対し厚くお礼申し上げます。